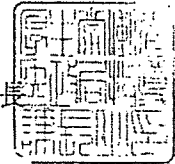


医政指発0927第5号
平成25年9月27日

一般財団法人日本救急医療財団
理事長 島崎 修次 殿

厚生労働省医政局指導課長



自動体外式除細動器（AED）の設置場所に関する情報提供について（依頼）

貴財団においては、市民や消防機関等が必要なときに自動体外式除細動器（以下「AED」という）を迅速に使用できるよう、あらかじめ AED の設置場所に関する情報を、製造販売業者を通じて登録・管理いただくとともに、設置者が公表に同意した場合には、ホームページ上で公開いただいております。

今般、地方公共団体においても同様に AED の設置場所に関する情報を収集し、ホームページ上で公表していますが、設置者が設置場所等について登録や変更を行う場合、貴財団及び地方公共団体の両方に行う必要があり、作業が繁雑との声が聞かれます。

そこで貴財団におかれましては、地方公共団体が、同財団が把握した情報について、情報提供を希望した場合は、AED の設置者の連絡先等ホームページで公表されていない情報を含めて提供することを検討するようお願いいたします。

なお、個人情報については、地方公共団体と調整の上、適切にお取り扱いいただくようお願いいたします。